

地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大

1 件 不当金額(支出) 998万円

1 交付金事業の概要

香川県木田郡三木町は、平成26年度から29年度までの間に、大字池戸^{いけのへ}地内において、同町の国土交通省所管の下水道事業及び農林水産省所管の農業集落排水事業に係る污水处理施設の整備を一体的に行うことを目的として、町内の公共下水道認可区域で生ずる汚水及び農業集落排水区域で生ずる汚水の双方を処理する下水道施設である三木浄化センターを建設するために、両省から交付金の交付を受けて、同センターに係る土木工事、建築工事、電気設備工事等を契約額21億0655万円(交付対象事業費20億6054万円)で実施した。この交付金は、予算が内閣府に一括計上された後に、国土交通省及び農林水産省に移し替えられてそれぞれ執行されるものとなっており、交付対象事業費は、上記の両区域で発生する汚水量の比率等で案分することにより、国土交通省所管分が11億8424万円、農林水産省所管分が8億7630万円となっていた。そして、同町は、国土交通省所管分6億3852万円及び農林水産省所管分4億3815万円の計10億7667万円の交付金の交付を受けていた。

本件交付金事業のうち電気設備工事は、管理棟、水処理施設等に受変電設備、自家発電設備等を設置するものであり、同町は、電気設備工事費の積算を国土交通省制定の「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準」(積算基準)等に基づき行っている。積算基準等によれば、電気設備工事費は、据付工事原価に設計技術費を加えた工事原価のほかに、受変電設備、自家発電設備等の機器費、一般管理費等及び消費税等相当額で構成することとされており、このうち一般管理費等は、請負業者の経営管理等に必要な本店・支店の経常的な費用等を計上するもので、工事原価を対象額として、当該対象額に一般管理費等率を乗ずるなどして算定することとされている。

2 検査の結果

同町は、電気設備工事に係る一般管理費等について、工事原価6960万円及び機器費2億1729万円を対象額として、これに一般管理費等率を乗ずることにより5342万円と算定していた。そして、当該一般管理費等を含めた電気設備工事費を3億6754万円、工事費の総額を21億1671万円と積算していた。

しかし、積算基準等によれば、電気設備工事に係る一般管理費等の対象額は工事原価とされていることから、機器費を一般管理費等の対象額に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、機器費を一般管理費等の対象額から控除して修正計算すると、電気設備工事に係る一般管理費等は1342万円となり、これを含めた電気設備工事費は3億2434万円、工事費の総額は20億7351万円となることから、本件契約額21億0655万円はこれと比べて約3300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額計1686万円(うち、国土交通省所管分998万円、農林水産省所管分688万円)が不当と認められる(前掲127ページ参照)。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
香川県	木田郡三木町	地域再生基盤 強化交付金、 地方創生推進 交付金	平成 26～29	21億0655万 (11億8424万) 円	6億3852万 円	3300万 (1851万) 円	998万 円